

ご存知でしたか！ 「郵便等による不在者投票」！

選挙の際、投票所に行くことが困難な重度の障害がある選挙人については、**郵便等による不在者投票**ができます。
また、自ら投票の記載をすることができない者は、あらかじめ届け出た者に**郵便等による不在者投票の記載をさせる代理記載制度**により投票手続きをすることができます。

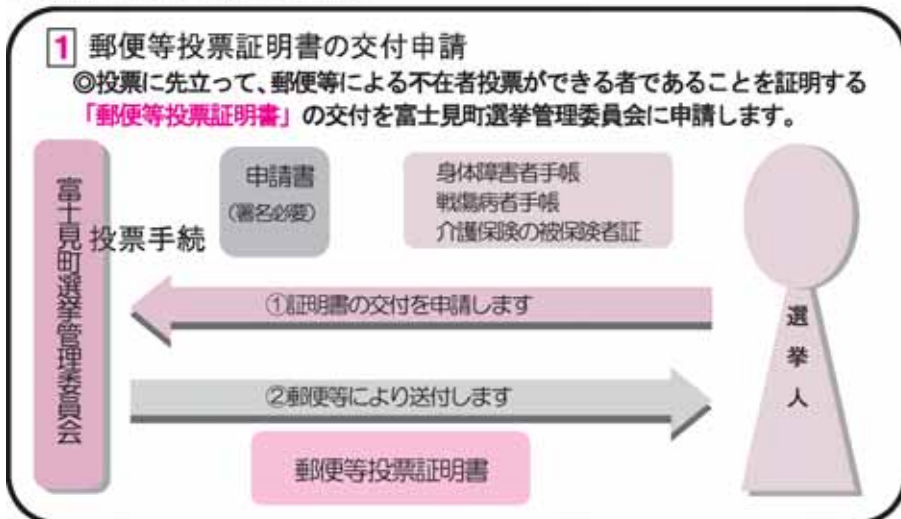
郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票の対象者				
身体障害者手帳	障害の程度			
	1級	2級	3級	
	障害の程度			
戦傷病者手帳	特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	障害の程度			
	特別項症	第1項症		
	要介護状態区分			
介護保険の被保険者証	要介護5			

郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者		
身体障害者手帳	障害の程度	
	1級	上肢、視覚の障害
戦傷病者手帳	障害の程度	
	特別項症	上肢、視覚の障害
	第1項症 第2項症	

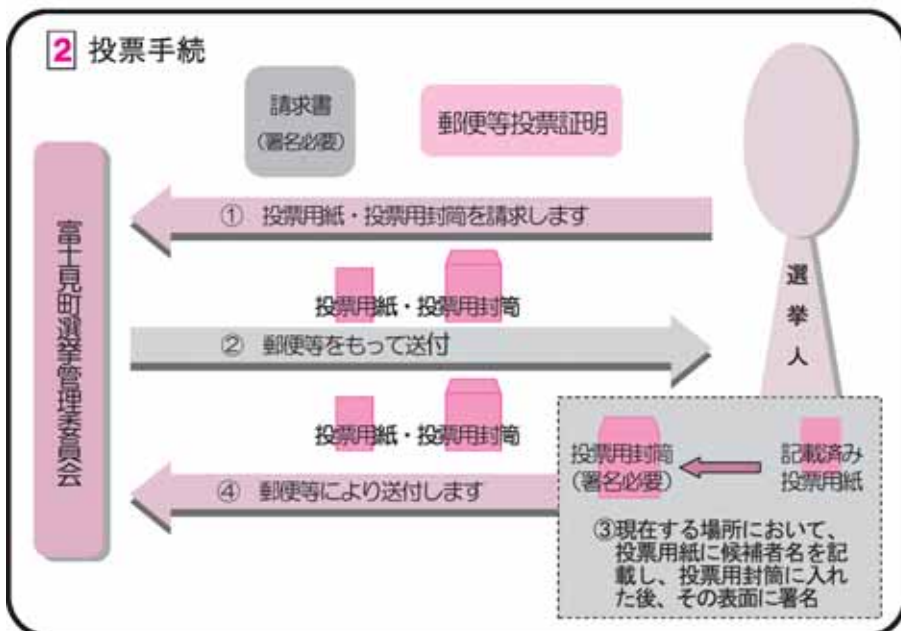
手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、富士見町選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

郵便等による不在者投票の手続き



郵便による投票を行うためには、事前に富士見町選挙管理委員会委員長から、「郵便等投票証明書」の交付を受けている必要があります。

代理記載制度により投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ選挙人に代わって投票に関する記載を行う「代理記載人」となるべき者の届出手続きを行っておく必要があります。これらの手続きは同時に行うことが可能です。



富士見町長選挙の投票日は8月7日(日)を予定しています。選挙に行こう！
 明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすい(明推くん)」

いずれの制度も事前に手続きが必要となりますので、希望される方は早めに選挙管理委員会事務局まで問い合わせ下さい。

富士見町選挙管理委員会事務局
 TEL: 62-9403 (有)9403

富士見町役場ホームページ「ふじみ選挙」では、郵便等による不在者投票について詳細をお知らせしています。

<http://www.town.fujimi.nagano.jp>